

長野県環境影響評価条例施行規則

平成 10 年 6 月 25 日

長野県規則第 26 号

- [沿革] 平成 10 年 9 月 28 日長野県規則第 35 号
平成 11 年 6 月 10 日長野県規則第 41 号
平成 12 年 3 月 30 日長野県規則第 23 号 [地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う生活環境部関係規則の整備等に関する規則]
平成 12 年 12 月 25 日長野県規則第 57 号 [中央省庁等改革関係法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則]
平成 13 年 7 月 23 日長野県規則第 43 号 [都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則等の一部を改正する規則]
平成 15 年 8 月 28 日長野県規則第 47 号
平成 15 年 12 月 25 日長野県規則第 64 号
平成 16 年 3 月 25 日長野県規則第 4 号 [北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則]
平成 17 年 3 月 31 日長野県規則第 34 号
平成 17 年 9 月 20 日長野県規則第 51 号 [市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則]
平成 19 年 7 月 30 日長野県規則第 33 号
平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号 [地方事務所の設置に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則]

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
 - 第 2 章 準備書の作成前の手続
 - 第 1 節 第 2 種事業に係る判定 (第 4 条・第 5 条)
 - 第 2 節 方法書の作成等 (第 6 条—第 14 条)
 - 第 3 章 準備書
 - 第 1 節 準備書の作成等 (第 15 条—第 19 条)
 - 第 2 節 説明会 (第 20 条—第 23 条)
 - 第 3 節 準備書についての意見書の提出等 (第 24 条・第 25 条)
 - 第 4 節 公聴会 (第 26 条—第 33 条)
 - 第 5 節 準備書についての知事の意見 (第 34 条)
 - 第 4 章 評価書 (第 35 条—第 40 条)
 - 第 5 章 対象事業の内容の修正等 (第 41 条—第 45 条)
 - 第 6 章 評価書の公告及び縦覧後の手続 (第 46 条—第 53 条)
 - 第 7 章 技術委員会 (第 54 条)
 - 第 8 章 環境影響評価法との関係 (第 55 条・第 56 条)
 - 第 9 章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 (第 57 条—第 62 条)
 - 第 10 章 雑則 (第 63 条—第 65 条)
- 附則

追加[平成 10 年規則第 35 号]、改正[平成 11 年規則第 41 号]

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野県環境影響評価条例(平成 10 年長野県条例第 12 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第 1 種事業)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める事業は、別表第 1 の第 1 種事業の要件の欄に掲げる要件のいずれかに該当する一の事業とする。

改正[平成 11 年規則第 41 号]

(第2種事業)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、別表第1の第2種事業の要件の欄に掲げる要件のいずれかに該当する一の事業とする。

改正[平成11年規則第41号]

第2章 準備書の作成前の手続

追加[平成10年規則第35号]

第1節 第2種事業に係る判定

追加[平成10年規則第35号]

(第2種事業の判定の届出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出は、第2種事業概要等届出書(様式第1号)により行うものとする。

追加[平成10年規則第35号]

(第2種事業の判定の基準)

第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同条第4項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

- (1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。
- (2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
 - イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
 - ウ 自然度が高い植生の地域その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
 - エ 高山帯、亜高山帯その他の植生の復元が困難な地域
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象
- (3) 第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ア 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路
 - イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2第1項の指定地域
 - ウ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域
 - エ 長野県水環境保全条例(平成4年長野県条例第12号)第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域
 - オ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園、同条第3号に規定する国定公園又は長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)第2条第1号

に規定する長野県立自然公園の区域

- カ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は長野県自然環境保全条例（昭和 46 年長野県条例第 35 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された長野県自然環境保全地域
 - キ 長野県自然環境保全条例第 15 条第 1 項の規により指定された郷土環境保全地域
 - ク 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域
 - ケ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
 - コ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - サ 長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年長野県条例第 32 号）第 23 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - シ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
 - ス 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域
 - セ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 15 条第 1 項又は第 4 項の規定により指定された保護水面の区域
 - ソ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域
 - タ 長野県景観条例（平成 4 年長野県条例第 22 号）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する景観育成重点地域又は同項第 2 号に指定する景観育成特定地区
 - チ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - ツ 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された長野県宝（建造物に限る。）又は同条例第 30 条第 1 項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - テ アからツまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの
- (4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第 2 種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第 2 種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- ア 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定による環境上の条件についての基準であつて、大気汚染（光化学オキシダントに関するものを除く。）、水質汚濁（大腸菌群数に関するものを除く。）又は騒音に係るものが確保されていない地域
 - イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 1 項の限度を超えている地域
 - ウ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項の限度を超えている地域
 - エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域
- 2 第 2 種事業が前項各号に掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第 2 種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第 2 種事業及び当該同種の事業が

総体として、別表第1の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第1種事業に相当する規模を有するものとなる時又は前項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなる時は、前項の規定にかかわらず、当該第2種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]、改正[平成15年規則第47号]、改正[平成15年規則第64号]、改正[平成17年規則第34号]、改正[平成19年規則第33号]

第2節 方法書の作成等

追加[平成10年規則第35号]

(方法書の作成)

第6条 対象事業に係る条例第6条第1項第2号に掲げる事項のうち内容に係る記載は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 対象事業の種類
 - (2) 対象事業の規模
 - (3) 対象事業実施区域
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 対象事業に係る条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行われた予備調査の結果に基づいて行うものとする。
- 3 第1項第3号及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、併せてその概要を縮尺5万分の1以上の平面図上に明らかにするものとする。
- 4 対象事業に係る条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。
- 5 条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、その旨を方法書に記載するものとする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第7条 対象事業に係る条例第7条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(方法書送付書)

第8条 条例第7条の規定による送付をしようとする者は、方法書送付書(様式第2号)に方法書を添えて提出しなければならない。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(方法書についての公告の方法)

第9条 条例第8条の規定による公告は、県報に登載して行うものとする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(方法書について公告する事項)

第10条 条例第8条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模

- (3) 対象事業実施区域
- (4) 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第9条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(方法書の縦覧)

第11条 条例第8条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次の各号に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 県の庁舎その他の県の施設
- (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (3) 事業者の協力が得られた場合にあっては、事業者の事務所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県が利用できる適切な施設

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(方法書についての意見書の提出)

第12条 条例第9条第1項の規定による意見書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
 - (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(方法書意見書送付書)

第13条 条例第10条の規定による送付をしようとする者は、方法書意見書送付書（様式第3号）に意見書の写しを添えて提出しなければならない。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第14条 条例第11条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

第3章 準備書

追加[平成11年規則第41号]

第1節 準備書の作成等

追加[平成11年規則第41号]

(準備書の作成)

第15条 対象事業に係る条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 土地利用計画の概要
 - (3) 工事の実施に関する計画の概要
 - ア 土地の形状の変更に関する計画
 - イ 用いられる主要な工法
 - ウ 工事を実施する期間
 - エ 工程計画
 - オ 仮設工作物を設置する場合にあっては、主な仮設工作物に関する事項
 - カ 土石の採取又は処分を行う場合にあっては、土石の採取又は処分に関する事項
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、工事の実施に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
 - (4) 施設を設置する場合にあっては、施設の概要
 - ア 配置計画
 - イ 種類
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、設置されることとなる施設に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 対象事業に係る条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち、条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。
 - 3 第1項第1号に掲げる事項のうち第6条第1項第3号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を縮尺1万分の1以上の平面図面上に明らかにするものとする。
 - 4 第6条第4項の規定は、対象事業に係る条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。
 - 5 対象事業に係る条例第14条第1項第6号のアからウまでに掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。
 - 6 対象事業に係る条例第14条第1項第6号のエに掲げる事項の記載に当たっては、同号のアからウまでに掲げる事項の概要を一覧できるようにとりまとめるものとする。
 - 7 対象事業に係る条例第14条第1項の準備書には、条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、その旨を記載するものとする。

追加[平成11年規則第41号]

(準備書送付書)

第16条 条例第15条の規定による送付をしようとする者は、準備書送付書(様式第2号)に準備書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。

追加[平成11年規則第41号]

(準備書についての公告の方法)

第17条 第9条の規定は、条例第16条の規定による公告について準用する。

(準備書について公告する事項)

第18条 条例第16条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲

- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第 18 条第 1 項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(準備書の縦覧)

第 19 条 第 11 条の規定は、条例第 16 条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第 11 条中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

第 2 節 説明会

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(説明会の開催)

第 20 条 条例第 17 条第 1 項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に 2 以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を 2 以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

2 前項の規定により開催日時及び場所を定めたときは、次の各号に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (4) 説明会の開催を周知する方法

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(説明会の開催の周知)

第 21 条 条例第 17 条第 2 項の規定による周知は、説明会の開催を予定する日の 1 週間前までに次の各号に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 関係地域内の住民に印刷物を配布し、又は回覧すること
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の広報紙に掲載すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、説明会の開催を周知させるための適切な方法

2 条例第 17 条第 2 項の規定による周知は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(責めに帰することができない事由)

第 22 条 条例第 17 条第 4 項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(準備書の記載事項の周知)

第23条 条例第17条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次の各号に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 準備書の概要を周知すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第21条第1項第1号及び第2号の規定は、前項第1号及び第2号の規定による周知について準用する。

追加[平成11年規則第41号]

第3節 準備書についての意見書の提出等

追加[平成11年規則第41号]

(準備書についての意見書の提出)

第24条 第12条の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第12条第1項第2号及び第3号中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書意見書等送付書)

第25条 条例第19条の規定による送付をしようとする者は、準備書意見書等送付書(様式第3号)に意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を添えて提出しなければならない。

追加[平成11年規則第41号]

第4節 公聴会

追加[平成11年規則第41号]

(公聴会の公告)

第26条 知事は、条例第20条第4項の規定により公聴会を開催しようとするときは、開催期日の4週間前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催する旨
- (2) 公聴会の開催の日時及び場所
- (3) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (4) 対象事業の名称、種類及び規模
- (5) 対象事業実施区域
- (6) 関係地域の範囲
- (7) 準備書について環境の保全の見地からの意見を述べることができる旨
- (8) 次条第1項の申出期限及び申出先その他の申出に必要な事項

2 第9条の規定は、前項の規定による公告について準用する。

追加[平成11年規則第41号]

(公述の申出)

第27条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日の2週間前までに、書面により知事にその旨を申し出なければならない。

2 前項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見を述べようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 公聴会の対象となる準備書の名称
- (3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要
- 3 前項第3号の意見の概要は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

追加[平成11年規則第41号]

(公述人の選定)

第28条 公聴会において、その意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者の中から知事が選定するものとする。

- 2 知事は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間を制限することができる。
- 3 第1項の規定による公述人の選定及び前項の規定による公述人が意見を述べる時間の制限は、公平かつ適正に行わなければならない。
- 4 第1項の規定により公述人を選定したとき及び第2項の規定により公述人が意見を述べる時間を制限したときは、本人にその旨を通知するものとする。

追加[平成11年規則第41号]

(公聴会の議長)

第29条 公聴会は、知事の指名する県職員が議長としてこれを主宰する。

追加[平成11年規則第41号]

(公述人の陳述等)

第30条 公述人は、準備書について環境の保全の見地からの意見に関する陳述以外の陳述をしてはならない。

- 2 前項の意見は、日本語により、意見の理由を含めて陳述しなければならない。
- 3 議長は、公述人が前2項の規定に違反して陳述したとき又は公述人に不穏当な行為があったときは、その陳述を禁止し、又は退場させることができる。

追加[平成11年規則第41号]

(事業者等の出席)

第31条 知事は、公聴会に事業者その他必要と認める者の出席を求めることができる。

追加[平成11年規則第41号]

(傍聴人の入場制限等)

第32条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

追加[平成11年規則第41号]

(公聴会の記録)

第33条 知事は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

- 2 前項の規定による記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名し、及び押印するものとする。
 - (1) 公聴会の対象となった準備書の名称
 - (2) 公聴会の日時及び場所
 - (3) 出席した公述人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (4) 公述人の陳述の内容
 - (5) その他公聴会の経過に関する事項

追加[平成11年規則第41号]

第5節 準備書についての知事の意見

追加[平成11年規則第41号]

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第34条 知事は、条例第19条の意見書の写し及び書類の送付を受けたときは、120日以内に、条例第20条第1項の規定により意見を述べるよう努めるものとする。

追加[平成11年規則第41号]

第4章 評価書

追加[平成11年規則第41号]

(条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第35条 条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の事業の区分の欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の手続を経ることを要しない修正の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第21条第1項第1号の規則で定める修正は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する修正
- (2) 別表第2の事業の区分の欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

追加[平成11年規則第41号]

(評価書の作成)

第36条 第15条の規定は、対象事業に係る条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

2 対象事業に係る条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

追加[平成11年規則第41号]

(評価書送付書)

第37条 条例第21条第3項の規定による送付をしようとする者は、評価書送付書（様式第2号）に評価書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。

追加[平成11年規則第41号]

(評価書についての公告の方法)

第38条 第9条の規定は、条例第22条の規定による公告について準用する。

追加[平成11年規則第41号]

(評価書について公告する事項)

第39条 条例第22条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

追加[平成11年規則第41号]

(評価書の縦覧)

第40条 第11条の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第11条中「方法書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。

追加[平成11年規則第41号]

第5章 対象事業の内容の修正等

追加[平成11年規則第41号]

(条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第41条 第35条の規定は、条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

- 2 第35条の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正及び条例第27条第4項において準用する条例第23条ただし書の規則で定める修正について準用する。

追加[平成11年規則第41号]

(判定により手続から離れる場合の公告)

第42条 第9条の規定は、条例第24条第3項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第24条第3項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第24条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第24条第2項において準用する条例第5条第3項第2号に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第24条第2項において準用する条例第5条第3項第2号に規定する措置がとられた旨

- 3 第9条及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第24条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第1号中「条例第24条第1項」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第24条第1項」と、同項第2号及び第3号中「条例第24条第2項」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第24条第2項」と読み替えるものとする。

追加[平成11年規則第41号]

(対象事業廃止等通知書)

第43条 条例第25条第1項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（様式第4号）によるものとする。

- 2 前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第25条第1項の規定による通知について準用する。

追加[平成11年規則第41号]

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第44条 第9条の規定は、条例第25条第2項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第25条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地)

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 条例第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
 - (4) 条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 第 9 条及び前項の規定は、条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 2 項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第 3 号中「条例第 25 条第 1 項各号」とあるのは「条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 1 項各号」と、同項第 4 号中「条例第 25 条第 1 項第 3 号」とあるのは「条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 1 項第 3 号」と読み替えるものとする。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(事業者の氏名等の変更)

第 45 条 事業者は、条例第 8 条の規定による公告が行われてから条例第 22 条の規定による公告が行われるまでの間において、事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）に変更があったときは、知事にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定は、条例第 27 条第 1 項の規定により環境影響評価その他の手続を行う事業者等について準用する。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

第 6 章 評価書の公告及び縦覧後の手続

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(条例第 26 条第 2 項の規則で定める軽微な変更等)

第 46 条 条例第 26 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、別表第 3 の事業の区分の欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の手続を経ることを要しない変更の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第 7 条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

- 2 条例第 26 条第 2 項の規則で定める変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する変更
- (2) 別表第 3 の事業の区分の欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第 7 条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

- 3 前 2 項の規定は、条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 26 条第 2 項の規則で定める軽微な変更及び条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 26 条第 2 項の規則で定める変更について準用する。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(対象事業廃止等通知書)

第 47 条 条例第 26 条第 4 項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（様式第 4 号）によるものとする。

- 2 前項の規定は、条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 26 条第 4 項の規定による通知について準用する。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(評価書公告後の引継ぎの場合の公告)

第48条 第9条の規定は、条例第26条第4項において準用する条例第25条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第26条第4項において準用する条例第25条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 引継ぎ前の事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
- (4) 引継ぎにより新たに事業者等となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 第9条及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第26条第4項において準用する条例第25条第2項の規定による公告について準用する。

追加[平成11年規則第41号]

(環境影響評価その他の手続の再実施通知書)

第49条 条例第27条第2項の通知は、環境影響評価その他の手続の再実施通知書（様式第5号）によるものとする。

追加[平成11年規則第41号]

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)

第50条 第9条の規定は、条例第27条第3項の規定による公告について準用する。

2 条例第27条第3項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第27条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

追加[平成11年規則第41号]

(配慮の要請を行う許認可等)

第51条 条例第29条の規則で定める許可、認可その他の行為は、別表第4の許可、認可その他の行為の欄に掲げる行為とする。

追加[平成11年規則第41号]

(評価書の公告後の報告者)

第52条 条例第32条第1項及び第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 対象事業に着手してから対象事業を実施しないこととした者（対象事業の実施を他の者に引き継いだ者を除く。）
- (2) 対象事業の実施を完了した者（次号に掲げる者を除く。）
- (3) 対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ者

追加[平成11年規則第41号]

(評価書の公告後の報告)

第53条 条例第32条第1項第1号に掲げる事項（対象事業の実施を完了するまでの措置の状況に限る。）及び同項第3号に掲げる事項を記載した報告書は、施工状況等報告書（様式第6号）によるものとし、知事が別に定める場合を除き、毎年、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定

める時期に送付しなければならない。

- (1) 1月から3月までの状況 4月30日まで
- (2) 4月から6月までの状況 7月30日まで
- (3) 7月から9月までの状況 10月30日まで
- (4) 10月から12月までの状況 翌年の1月30日まで

- 2 条例第32条第1項第1号に掲げる事項（対象事業の実施の完了後の措置の状況に限る。）及び同項第2号に掲げる事項を記載した報告書は、事後調査報告書（様式第7号）によるものとし、知事が別に定めるところにより、送付しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、条例第32条第1項に規定する報告書は、次の表の左欄に掲げる報告書によるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる場合に速やかに送付しなければならない。

対象事業変更報告書（様式第8号）	対象事業の実施を完了するまでの間において、評価書に記載した事項を変更しようとする場合（(1)から(5)までに掲げる場合を除く。） (1) 条例第26条第2項（条例第27条第4項の規定により準用する場合を含む。）の場合において、条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要する場合 (2) 条例第26条第4項（条例第27条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合 (3) 条例第27条第2項の規定の適用を受ける場合 (4) 対象事業廃止等報告書又は事後調査報告書により変更しようとする事項を報告する場合 (5) 変更しようとする事項が軽微なものである場合
対象事業廃止等報告書（様式第4号）	対象事業を実施しないこととした場合 条例第6条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなった場合
対象事業完了報告書（様式第9号）	対象事業の実施を完了した場合
事後調査報告書（様式第7号）	対象事業の実施を完了した後、知事が別に定める期間において、新たに条例第14条第1項第6号のイに掲げる措置（条例第32条第1項第2号に掲げる事項に応じて講ずるものに限る。）を講ずることとした場合

追加[平成11年規則第41号]

第7章 技術委員会

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

（事業者等の出席）

第54条 委員長及び部会長は、事業者その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

第8章 環境影響評価法との関係

追加[平成11年規則第41号]

（条例手続の免除）

第55条 知事は、法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合

を含む。)の規定による措置がとられた場合、法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当し、同項(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により知事に通知された場合において、条例第40条第1項ただし書の規定により新たに対象事業又は第2種事業となる事業について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなし、条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 法第4条第2項の手続に相当する手続を経た書面の写し 条例第5条第1項の手続に相当する手続を経た書面
 - (2) 法第7条の手続に相当する手続を経た方法書 条例第8条の手続に相当する手続を経た方法書
 - (3) 法第9条の手続に相当する手続を経た同条の書類 条例第10条の手続に相当する手続を経た同条の意見書の写し
 - (4) 法第10条の手続に相当する手続を経た同条の書面 条例第11条の手続に相当する手続を経た同条の書面
 - (5) 法第15条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第15条の手続に相当する手続を経た準備書
 - (6) 法第16条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第16条の手続に相当する手続を経た準備書
 - (7) 法第17条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第17条の手続に相当する手続を経た準備書
 - (8) 法第19条の手続に相当する手続を経た同条の書類 条例第19条の手続に相当する手続を経た同条の意見書の写し及び書類
 - (9) 法第20条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面 条例第20条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面
 - (10) 法第26条の手続に相当する手続を経た評価書 条例第21条の手続に相当する手続を経た評価書
 - (11) 法第27条の手続に相当する手続を経た評価書 条例第22条の手続に相当する手続を経た評価書
 - (12) 法第30条第1項の手続に相当する手続を経た通知 条例第5条第1項の手続に相当する手続を経た書面
- 2 知事は、前項の規定により条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除したときは第1号の措置を、免除しなかったときは第2号の措置をとるものとする。
- (1) 条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除した旨、その内容及び理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。
 - (2) 条例の規定による環境影響評価その他の手続を免除しなかった旨及びその理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。

追加[平成11年規則第41号]

(知事が意見を述べる場合の手続)

第56条 知事は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項又は法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、技術委員会の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、条例第20条の規定の例により、公聴会を開催するものとする。

追加[平成11年規則第41号]

第9章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(都市計画に定められる第2種事業等)

- 第57条 第2種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業又は第2種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業については、条例第5条第1項の規定による届出は、次項及び第3項に定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村(以下「都市計画決定権者」と総称する。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第2種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。
- 2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第5条第1項	第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。)	長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号。以下「施行規則」という。)第57条第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき
	その氏名	都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名
第5条第3項第1号及び第2号	及び前項の市町村長	、前項の市町村長及び当該第2種事業を実施しようとする者
第5条第4項	当該事業を実施しよう	当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第5条第5項	第24条第2項	施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第24条第2項
第5条第6項	第2種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第5条第7項	市町村長	市町村長及び当該第2種事業を実施しようとする者

- 3 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第5条第1項の規定による届出を行う場合においては、第4条及び第5条の規定を適用する。この場合において、第4条中「条例第5条第1項」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第5条第1項中「条例第5条第3項(同条第4項及び」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3項(第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項及び第58条第2項の規定により読み替えて適用される」とする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]、改正[平成12年規則第23号]、改正[平成12年規則第57号]、改正[平成17年規則第34号]

(都市計画に定められる対象事業等)

第58条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第62条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業の事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第32条まで（第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第6条第1項各号列記以外の部分	事業者 対象事業	都市計画決定権者 施行規則第58条第1項の対象事業等（第23条及び第25条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
第6条第1項第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに施行規則第58条第1項の事業者
第6条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第6条第1項第3号	対象事業が 対象事業実施区域	都市計画対象事業が 都市計画対象事業実施区域
第6条第1項第4号	対象事業	都市計画対象事業
第7条	事業者 対象事業	都市計画決定権者 都市計画対象事業
第8条	知事 前条の方法書の送付を受けたときは、方法書の送付を受けた	都市計画決定権者 方法書を作成したときは、その
第9条から第11条まで	事業者	都市計画決定権者
第12条から第15条まで	事業者 対象事業	都市計画決定権者 都市計画対象事業
第16条	知事 受けたときは、準備書及び要約書の送付を受けた	都市計画決定権者 行った後、準備書を作成した
第17条から第20条まで	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項	事業者	都市計画決定権者

第 21 条第 1 項 第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 21 条第 2 項	事業者	都市計画決定権者
第 21 条第 3 項	事業者 及び関係市町村長	都市計画決定権者 、関係市町村長及び施行規則第 58 条 第 1 項の事業者
第 22 条	知事	都市計画決定権者
	受けたとき	行ったとき
	評価書及び要約書の送付を受けた旨	評価書を作成した旨
第 23 条	事業者	都市計画決定権者
	が行われて	を行って
	が行われる	を行う
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の 規定により都市計画に定めよう
第 24 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	が行われて	を行って
	が行われる	を行う
	修正しよう	修正して当該修正後の事業又は当該 修正後の事業に係る施設を都市計画 法の規定により都市計画に定めよう
	修正後の事業	修正後の都市計画に係る事業
	第 5 条第 1 項	施行規則第 57 条第 2 項の規定により 読み替えて適用される第 5 条第 1 項
第 24 条第 2 項	第 3 項の	施行規則第 57 条第 2 項の規定により 読み替えて適用される第 5 条第 3 項 の
	同条第 3 項第 1 号	施行規則第 57 条第 2 項の規定により 読み替えて適用される第 5 条第 3 項 第 1 号
第 24 条第 3 項	第 5 条第 3 項第 2 号	施行規則第 57 条第 2 項の規定により 読み替えて適用される第 5 条第 3 項 第 2 号
第 25 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	が行われて	を行って
	が行われる	を行う
	知事 通知しなければならない	知事及び関係市町村長 通知するとともに、その旨を公告しな なければならない
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第 26 条第 4 項	前条第 2 項	第 25 条第 2 項
第 27 条第 1 項	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

- 3 第 1 項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第 6 条から第 53 条まで（第 6 条第 5 項、第 15 条第 7 項、第 41 条第 2 項、第 42 条第 3 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 2 項第 4 号、同条第 3 項、第 45 条、第 46 条第 3 項、第 47 条第 2 項及び第 48 条第 3 項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用につい

ては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第6条第1項	対象事業に	都市計画対象事業に
	条例第6条第1項第2号	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第2号
第6条第2項	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第6条第4項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第1項第3号	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号
第7条	対象事業に	都市計画対象事業に
	条例第7条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第8条	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第7条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第9条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	登載して	登載して（都市計画決定権者が国土交通大臣であるときは官報に掲載して、市町村であるときは当該市町村の掲示場へ掲示して）
第10条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業
第11条	条例第9条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
第11条第3号	事業者の協力が得られた場合にあつては、事業者の	都市計画決定権者の
第11条第4号	県	都市計画決定権者
第12条第1項	条例第9条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項

第13条	条例第10条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第10条
第14条第1項	条例第11条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項
第14条第2項	事業者	都市計画決定権者
第15条第1項	対象事業	都市計画対象事業
第15条第2項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第1項第3号	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号
第15条第4項及び第5項	対象事業	都市計画対象事業
第15条第6項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第6号のエ	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のエ
第16条	条例第15条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第17条及び第18条	条例第16条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
第18条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第18条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第18条第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第18条第7号	条例第18条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第19条	条例第16条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
第20条第1項	条例第17条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
	事業者	都市計画決定権者
第20条第2項	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
第21条第1項及び第2項	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
第21条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第21条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第21条第2項第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第22条	条例第17条第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第4項

	事業者	都市計画決定権者
第23条	条例第17条第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第4項
第24条	条例第18条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第25条	条例第19条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条
	事業者	都市計画決定権者
第26条第1項	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第31条	事業者	都市計画決定権者
第34条	条例第19条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条
	条例第20条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項
第35条	対象事業	都市計画対象事業
	条例第7条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第36条	対象事業	都市計画対象事業
第37条	条例第21条第3項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第3項
第38条及び第39条	条例第22条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条
第39条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第39条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第39条第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第40条	条例第22条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条
第41条第1項	条例第23条ただし書	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第23条ただし書
	同条ただし書	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第23条ただし書
第42条第1項及び第2項	条例第24条第3項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第3項
第42条第2項第1号	条例第24条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項の規定による届出をした者の名称
第42条第2項第2号及び第3号	条例第24条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第2項
	条例第5条第3項第2号	第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3項第2号

第 43 条第 1 項	条例第 25 条第 1 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 25 条第 1 項
第 44 条第 1 項及び第 2 項	条例第 25 条第 2 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 25 条第 1 項
第 44 条第 2 項第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 44 条第 2 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 44 条第 2 項第 3 号	条例第 25 条第 1 項各号	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 25 条第 1 項各号
第 47 条及び第 48 条	条例第 26 条第 4 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 26 条第 4 項
第 50 条第 2 項第 3 号	条例第 27 条第 1 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 27 条第 1 項
別表第 2 及び別表第 3	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	対象事業が	都市計画対象事業が
	対象事業の	都市計画対象事業の

追加[平成 10 年規則第 35 号]、改正[平成 11 年規則第 41 号]、改正[平成 12 年規則第 57 号]

(都市計画に係る手続との調整)

第 59 条 前条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 16 条又は条例第 22 条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第 17 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

追加[平成 10 年規則第 35 号]、改正[平成 11 年規則第 41 号]

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第 60 条 第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 22 条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第 26 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者又は対象事業を実施している者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第 26 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第 26 条第 2 項	事業者又は対象事業を実施している者（以下「事業者等」という。）	都市計画決定権者
	第 22 条	施行規則第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 22 条
	が行われた	を行った
	第 6 条第 1 項第 2 号	施行規則第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 6 条第 1 項第 2 号

	を変更しよう	の変更に係る都市計画の変更をしよう
	当該変更	当該事項の変更
第26条第3項	第1項の規定	第26条第1項の規定
	事業者等（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされるものを除く。）が第22条	都市計画決定権者が施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第22条
	が行われた	を行った
	第6条第1項第2号	施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号
	当該事業を実施する場合	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業者又は対象事業を実施している者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる都市計画に係るものを除く。）
	第1項中「公告」とあるのは、	第26条第1項中「第22条」とあるのは「施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第22条」と、「公告」とあるのは
読み替えるものとする	、「第21条第1項」とあるのは「施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第21条第1項」と読み替えるものとする	

- 3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第46条第1項及び第2項の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第46条第1項及び第2項	条例第26条第2項	第60条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第7条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条
別表第3	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	対象事業の	都市計画対象事業の

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

（事業者の行う環境影響評価との調整）

- 第61条 条例第6条の規定により事業者が方法書を作成してから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第1種事業である場合にあっては事業者（事業者が既に条例第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第2種事業である場合にあっては事業者並びに知事及び条例第5条第2項の市町村長にそ

の旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第58条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 3 条例第8条の規定による公告が行われてから条例第16条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第58条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 条例第16条の規定による公告が行われてから条例第22条の規定による公告が行われるまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第4章及び第5章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第58条第1項の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(事業者等の協力)

- 第62条 都市計画決定権者は、第2種事業を実施しようとする者又は事業者等に対し、第57条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 事業者等のうち国、県及び特別の法律により設立された法人（国又は県が出資しているものに限る。）は、都市計画決定権者から要請があつたときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

第10章 雑則

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(身分証明書)

- 第63条 条例第42条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第10号によるものとする。

追加[平成11年規則第41号]

(書類の経由等)

- 第64条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類(第27条第1項の書面を除く。)は、条例第5条第2項の意見及びその理由、条例第11条第2項の意見並びに条例第20条第2項の意見を記載した書類にあつては当該意見を述べようとする市町村長が管轄する区域、その他の書類にあつては第2種事業が実施されるべき区域又は対象事業実施区域を管轄する地方事務所の長（以下この項において「関係地方事務所長」という。）を経由しなければならない。ただし、関係地方事務所長が2以上であるときは、知事が指定する関係地方事務所長を経由しなければならない。

- 2 前項の書類の提出部数は、知事が別に定める部数とする。

追加[平成11年規則第41号]、改正[平成15年規則第47号]、改正[平成16年規則第4号]、改正[平成17年規則第51号]、改正[平成21年規則第31号]

(補則)

第 65 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

追加[平成 10 年規則第 35 号]、改正[平成 11 年規則第 41 号]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 6 月 29 日から施行する。

(条例附則第 3 項の規則で定める許可、認可その他の行為)

2 条例附則第 3 項の規則で定める許可、認可その他の行為は、附則別表の許可、認可その他の行為の欄に掲げる行為のいずれかに該当するものとする。ただし、条例の施行の日前に都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業(当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。)については、当該都市計画の決定とする。

追加[平成 10 年規則第 35 号]

(条例附則第 3 項の規則で定める軽微な変更等)

3 第 46 条の規定は、条例附則第 3 項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第 46 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第 3 中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(この条例の施行により新たに対象事業となる事業の環境影響の程度を低減する変更)

4 条例附則第 4 項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(条例附則第 5 項の規則で定める者)

5 条例附則第 5 項の規則で定める者は、第 1 種事業又は第 2 種事業を実施している者とする。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(条例施行前に方法書の手続を行う場合の届出)

6 条例附則第 8 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を届け出で行うものとする。

- (1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 条例附則第 7 項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例附則第 7 項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域
- (4) 条例の施行後に条例第 7 条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域の範囲
- (5) 条例附則第 7 項の規定により、条例第 6 条から第 13 条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨

追加[平成 10 年規則第 35 号]、改正[平成 11 年規則第 41 号]

(条例施行前に方法書の手続を行う場合の届出についての公告の方法)

7 条例附則第 9 項の規定による公告は、県報に登載して行うものとする。

追加[平成 10 年規則第 35 号]、改正[平成 11 年規則第 41 号]

(条例施行前に方法書の手続を行う場合の都市計画に定められる対象事業等に関する特例)

- 8 条例附則第7項から第11項までの規定は、条例の施行後に第58条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、条例附則第7項中「事業者」とあるのは「長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号。以下「施行規則」という。）第58条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者」と、「第6条」とあるのは「施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第6条」と、条例附則第10項中「第6条」とあるのは「施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第6条」と読み替えるものとする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

- 9 附則第6項の規定は、前項において準用する条例附則第8項の規定による届出について準用する。この場合において、附則第6項第1号中「事業者」とあるのは「第58条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者の名称並びに事業者」と、同項第2号及び第3号中「条例附則第7項」とあるのは「附則第8項において準用する条例附則第7項」と、同項第4号中「条例第7条の対象事業」とあるのは「第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業」と、同項第5号中「条例附則第7項」とあるのは「附則第8項において準用する条例附則第7項」と、「条例第6条」とあるのは「第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条」と読み替えるものとする。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

- 10 附則第7項の規定は、附則第8項において準用する条例附則第9項の規定による公告について準用する。

追加[平成10年規則第35号]、改正[平成11年規則第41号]

(附則別表) (附則第2項関係)

区分	許可、認可その他の行為
1 道路の建設	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項又は同条第4項の規定による許可
2 ダムの建設	(1) 土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項、第95条の2第1項、第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項の規定による認可、同法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (2) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第5項の基本計画の作成又は変更 (3) 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項、第10条第1項、第

	<p>26条又は第30条第1項の規定による認可</p> <p>(4) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第3条第2項又は第6条第2項の規定による許可</p> <p>(5) 水資源開発公団法（昭和36年法律第218号）第20条第1項の規定による認可</p> <p>(6) 河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条、第26条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第45条第2号に係る場合に限る。）、同法第79条第2項第2号の規定による認可又は同法第95条の規定による河川管理者との協議</p>
3 鉄道の建設	<p>(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項、第9条第1項（第12条第4項において準用する場合を含む。）又は第12条第1項の規定による認可</p> <p>(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第5条第1項又は軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第6条第1項の規定による認可</p>
4 飛行場の建設	<p>(1) 航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可又は同法第55条の2第2項において準用する第38条第3項の規定による告示</p> <p>(2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第107条第2項において準用する航空法第49条第1項の告示</p>
5 工場又は事業場の建設	<p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認</p> <p>(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第27条の2第1項若しくは第2項の規定による認可、同法第27条の3第1項の規定による届出又は同法第37条の2の規定による許可</p> <p>(3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項、第8条第1項又は附則第3条第1項の規定による届出</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出</p>
6 廃棄物処理施設の建設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の4第1項の規定による許可又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出</p>
7 下水道終末処理場の建設	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の3第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可</p>
8 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	<p>(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可</p> <p>(2) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可</p> <p>(3) 都市計画法第29条又は附則第4項の規定による許可</p>
9 土地区画整理事業	<p>(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第52条第1項、第55条第12項、第66条第1項、第69条第12項、第71条の2第1項又は第71条の3第14項の規定による認可</p> <p>(2) 住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第41条第1項又は第14項（地域振興整備公団法（昭和37年法律第95号）第21条の2において準用する場合を含む。）の規定による認可</p>
10 住宅団地の造成	<p>(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可</p> <p>(2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可</p> <p>(3) 地域振興整備公団法第19条の2第1項の規定による認可</p> <p>(4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定による</p>

	意見の聴取 (5) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
11 工業団地の造成	(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 (2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 (3) 地域振興整備公団法第 19 条の 2 第 1 項の規定による認可 (4) 環境事業団法（昭和 40 年法律第 95 号）第 21 条第 1 項の規定による認可 (5) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
12 流通業務団地の造成	(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 (2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 (3) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
13 別荘団地の造成	(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 (2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 (3) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
14 土石の採取又は鉱物の掘採	(1) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可又は同法第 42 条の 2 の規定による協議 (2) 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 63 条第 2 項の規定による認可 (3) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可又は同法第 43 条の規定による協議

追加[平成 10 年規則第 35 号]

附 則 [平成 10 年 9 月 28 日長野県規則第 35 号]

この規則は、平成 11 年 6 月 12 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 4 章を加える改正規定（第 4 条から第 6 条まで、第 9 条及び第 11 条に係る部分に限る。）及び附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に 6 項及び附則別表を加える改正規定（附則第 3 項から第 7 項までに係る部分に限る。）は、平成 10 年 9 月 29 日から施行する。

附 則 [平成 11 年 6 月 10 日長野県規則第 41 号]

(施行期日)

- この規則は、平成 11 年 6 月 12 日から施行する。
(事務処理規則の一部改正)
- 事務処理規則（昭和 39 年長野県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 の 5 の (53) のアの (ア) の e を削り、同 d を同 f とし、同 c の次に次の事項を加える。
 - 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項に規定する対象事業に該当するもの
 - 長野県環境影響評価条例（平成 10 年長野県条例第 12 号）第 2 条第 4 号に規定する対象事業に該当するもの

附 則 [平成 12 年 3 月 30 日長野県規則第 23 号] 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う生活環境部関係規則の整備等に関する規則

(施行期日)

- この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過処置)
- 平成 12 年 4 月 1 日前においてこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則 [平成 12 年 12 月 25 日長野県規則第 57 号] 中央省庁等改革関係法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 [平成 13 年 7 月 23 日長野県規則第 43 号] 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則等の一部を改正する規則
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [平成 15 年 8 月 28 日長野県規則第 47 号]
この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 3 号のサの改正規定は、
公布の日から施行する。

附 則 [平成 15 年 12 月 25 日長野県規則第 64 号]
この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の 11 の項の改正規定は、平成
16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 16 年 3 月 25 日長野県規則第 4 号] 北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 17 年 3 月 31 日長野県規則第 34 号]
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 3 号のチの改正規定は、平成 17
年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 17 年 9 月 20 日長野県規則第 51 号] 市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

- 附 則 [平成 19 年 7 月 30 日長野県規則第 33 号]
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
 - 2 第 46 条の規定は、長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成 19 年長野県条例第 42
号）附則第 2 項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この
場合において、第 46 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第 3
中「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。
 - 3 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、知事が別に定める
手続を経た方法書があるときは、当該方法書は、長野県環境影響評価条例（平成 10 年長野県条例
第 12 号）第 6 条から第 9 条までの手続を経た方法書とみなす。

附 則 [平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号] 地方事務所の設置に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第1) (第2条、第3条関係)

区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1 道路の建設	<p>(1) 道路法第2条第1項に規定する道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）を除く。）であつて、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分として指定し、又は指定しようとするもの（以下「自動車専用道路」という。）の新設の事業</p> <p>(2) 自動車専用道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分の長さの合計が1キロメートル以上であるものに限る。）</p> <p>(3) 道路法第2条第1項に規定する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び道路運送法第2条第8項に規定する自動車道（以下「一般国道等」という。）の新設の事業（車線の数が4以上である道路の部分の長さの合計が10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p> <p>(4) 一般国道等の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>(1) 一般国道等の新設の事業（車線の数が4以上である道路の部分の長さの合計が7.5キロメートル以上10キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）</p> <p>(2) 一般国道等の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が7.5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。）</p> <p>(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）の新設の事業（車線の数が2以上である道路の部分の森林の区域等における長さの合計が10キロメートル以上である道路を設けるものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。）</p> <p>(4) 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して新たに道路を設けるもの（変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が2以上であるものに限る。）の森林の区域等における長さの合計が10キロメートル以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(4)に掲げる要件に該当するものを除く。）</p>
2 ダムの建設	<p>ダムの新築の事業（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムに</p>	<p>ダムの新築の事業（森林の区域等における貯水面積の合計が30ヘクタール以上であるダムを設けるものとし、この項の第1種事業</p>

	<p>あつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。)</p>	<p>の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>
3 鉄道の建設	<p>(1) 鉄道事業法による鉄道(全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道を除く。以下この項において同じ。)又は軌道法による軌道の建設の事業(長さが10キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 鉄道事業法による鉄道に係る鉄道施設又は軌道法による軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。))に限る。以下この項において同じ。)の事業(改良に係る部分の長さが10キロメートル以上であるものに限る。)</p>	<p>(1) 鉄道事業法による鉄道又は軌道法による軌道の建設の事業(長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満である鉄道又は軌道を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 鉄道事業法による鉄道に係る鉄道施設又は軌道法による軌道に係る線路の改良の事業(改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。)</p>
4 飛行場の建設	<p>(1) 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上飛行場又は自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上飛行場(以下「陸上飛行場」という。)及びその施設の設置の事業</p> <p>(2) 滑走路の新設を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業</p> <p>(3) 滑走路の延長を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業(滑走路を500メートル以上延長するものに限る。)</p>	<p>滑走路の延長を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業(滑走路を375メートル以上延長するものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>
5 工場又は事業場の建設	<p>(1) 排出ガス量(温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上である工場又は事業場(製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(火力発電設備を事業の用に供する場合</p>	

	に限る。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。)の設置の事業 (2) 工場等の規模の変更の事業 (排出ガス量が 10 万立方メートル以上又は排出水量が 1 万立方メートル以上増加するものに限る。)	
6 風力発電所の建設	(1) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 38 条に規定する事業用電気工作物であつて、風力を原動力とする発電用のもの (以下「風力発電所」という。)の設置の事業 (出力が 1 万キロワット以上である風力発電所を設けるものに限る。) (2) 風力発電所の規模の変更の事業 (出力が 1 万キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)	
7 廃棄物処理施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項のごみ処理施設で焼却により処理する施設 (以下「ごみ焼却施設」という。)又は同法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設 (以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業 (1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上である施設を設けるものに限る。) (2) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業 (1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上増加するものに限る。) (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項のし尿処理施設 (以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業 (1 日当たりの処理能力が 250 キロリットル以上である施設を設けるものに限る。) (4) し尿処理施設の規模の変更の事業 (1 日当たりの処理能力が 250 キロリットル以上増加するものに限る。) (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の一般廃棄物の最終処分場 (以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法	

	<p>第 15 条第 1 項の産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が 5 ヘクタール以上又は埋立容量が 25 万立方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分場所の面積が 5 ヘクタール以上又は埋立容量が 25 万立方メートル以上増加するものに限る。）</p>	
<p>8 下水道終末処理場の建設</p>	<p>(1) 下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場（以下この項において「終末処理場」という。）の設置の事業（終末処理場の用に供される敷地（以下「終末処理場敷地」という。）の面積が 15 ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>(2) 終末処理場の規模の変更の事業（終末処理場敷地の面積が 15 ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>	
<p>9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設</p>	<p>(1) ゴルフ場及びこれと一体となって整備される施設（以下「ゴルフ場等」という。）又はスキー場及びこれと一体となって整備される施設（以下「スキー場等」という。）の設置の事業（ゴルフ場等又はスキー場等の用に供される敷地（以下「ゴルフ場・スキー場敷地」という。）の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>(2) ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業（ゴルフ場・スキー場敷地の面積が 50 ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>	<p>(1) ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業（森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計が 30 ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第 1 種事業の要件の欄の(1)に掲げる要件に該当するものを除く。）</p> <p>(2) ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業（森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計が 30 ヘクタール以上増加するものに限るものとし、この項の第 1 種事業の要件の欄の(2)に掲げる要件に該当するものを除く。）</p> <p>(3) 運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設（ゴルフ場及びスキー場を除く。）及びこれと一体となって整備される施設（以下「その他のスポーツ又はレクリエーション施設等」という。）の設置の事業（森林の区域等におけるその他のスポーツ又は</p>

		<p>レクリエーション施設等の用に供される敷地（以下「その他のスポーツ・レクリエーション施設敷地」という。）の面積の合計が30ヘクタール以上であり、かつ、当該敷地の面積のうち土地の形質を変更する面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>(4) その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業（森林の区域等におけるその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計が30ヘクタール以上増加し、かつ、当該敷地の面積のうち土地の形質を変更する面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
10 土地区画整理事業	<p>土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）である事業（施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>(1) 土地区画整理事業である事業（施行する土地の区域の面積が75ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。）</p> <p>(2) 土地区画整理事業である事業（森林の区域等における施行する土地の区域の面積の合計が30ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）</p>
11 住宅団地の造成	<p>2以上の住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「住宅団地」という。）の造成の事業（住宅団地の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	
12 工業団地の造成	<p>2以上の工場等の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「工業団地」という。）の造成の事業（工業団地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>工業団地の造成の事業（森林の区域等における工業団地の面積の合計が30ヘクタール以上であるものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）</p>
13 流通業務団地の造成	<p>流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第1項に規定する流通業務施設の用に供するための敷地及びこ</p>	

	れに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「流通業務団地」という。）の造成の事業（流通業務団地の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	
14 別荘団地の造成	2以上の別荘の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「別荘団地」という。）の造成の事業（別荘団地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	別荘団地の造成の事業（森林の区域等における別荘団地の面積の合計が30ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
15 土石の採取又は鉱物の掘採	土、砂利（砂及び玉石を含む。）若しくは採石法第2条に規定する岩石（以下この項において「土石」という。）の採取（河川法第3条に規定する河川の管理又は維持に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業（採取又は掘採の用に供される場所の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	土石の採取又は鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業（森林の区域等における採取又は掘採の用に供される場所の面積の合計が30ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
16 複合事業	住宅団地の造成の事業、流通業務団地の造成の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業、工業団地の造成の事業、別荘団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの（次の算式により算定した数値が1以上のものに限る。） 算式 $\frac{A+B}{20} + \frac{C+D+E+F}{50} + \frac{G}{100}$ 算式の符号(単位 ヘクタール) A 住宅団地の造成の事業の住宅団地の面積 B 流通業務団地の造成の事業の流通業務団地の面積 C ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業のゴルフ場・スキー場敷地の面積 D ゴルフ場等又はスキー場等の	ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業、その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の設置の事業、その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業、工業団地の造成の事業、別荘団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの（次の算式により算定した数値が1以上のものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。） 算式 $\frac{A+B+C+D+E+F+G}{30} + \frac{H}{75}$ 算式の符号(単位 ヘクタール) A ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業の森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の

	<p>規模の変更の事業によって増加するゴルフ場・スキー場敷地の面積</p> <p>E 工業団地の造成の事業の工業団地の面積</p> <p>F 別荘団地の造成の事業の別荘団地の面積</p> <p>G 土地区画整理事業である事業の施行する土地の区域の面積</p>	<p>合計</p> <p>B ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計</p> <p>C その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の設置の事業の森林の区域等におけるその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計（土地の形質を変更する面積が敷地の面積の3分の1以上である場合に限る。）</p> <p>D その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等におけるその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計（土地の形質を変更する面積が敷地の面積の3分の1以上である場合に限る。）</p> <p>E 工業団地の造成の事業の森林の区域等における工業団地の面積の合計</p> <p>F 別荘団地の造成の事業の森林の区域等における別荘団地の面積の合計</p> <p>G 土地区画整理事業である事業の森林の区域等における施行する土地の区域の面積の合計</p> <p>H 土地区画整理事業である事業の施行する土地の区域（Gに係る部分を除く。）の面積</p>
--	---	--

(備考) 1 「車線」とは、一縦列の自動車に安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（次に掲げるものを除く。）をいう。

- (1) 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車道の部分
- (2) 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車道の部分
- (3) 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車道の部分

2 「森林の区域等」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 森林法第2条第1項に規定する森林（同条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林に限る。）の区域
- (2) 自然公園法第2条第2号に規定する国立公園の区域、同条第3号に規定する国定公園の区域及び長野県立自然公園条例第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域
- (3) 河川法第6条第1項に規定する河川区域
- (4) 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域及び長野県自然環境保全条例第7条第1項の規定によ

- り指定された長野県自然環境保全地域の区域
- (5) 長野県自然環境保全条例第 15 条第 1 項の規定により指定された郷土環境保全地域の区域
- (6) 長野県水環境保全条例第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された水道水源保全地区の区域
- (7) 長野県希少野生動植物保護条例第 23 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域

改正[平成 11 年規則第 41 号]、改正[平成 12 年規則第 23 号]、改正[平成 15 年規則第 64 号]、改正[平成 17 年規則第 34 号]、改正[平成 19 年規則第 33 号]

(別表第 2) (第 35 条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 道路の建設 (別表第 1 の 1 の項の第 2 種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除く。)	道路の長さ	道路の長さが 20 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 道路の建設 (別表第 1 の 1 の項の第 2 種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものに限る。)	道路の長さ	道路の長さが 20 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 200 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
3 ダムの建設	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の 20 パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 鉄道の建設	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域 (別表第 1 の 3 の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路 (一の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数	本線路の増設がないこと。

	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度又は軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度又は軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
5 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	陸上飛行場及びその施設の区域の位置	新たに陸上飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
6 工場又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	修正後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の排出水量	修正後の対象事業の排出水量が1万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出水量が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
7 風力発電所の建設	風力発電所の出力	風力発電所の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
8 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。）	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
	し尿処理施設の処理能力	し尿処理施設の処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
9 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。）	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が20パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄	

	物若しくは同号の ハに規定する産業 廃棄物の最終処分 場の別	
10 下水道終末 処理場の建設	終末処理場敷地の 位置	新たに終末処理場敷地となる部分の面積が修正前 の終末処理場敷地の面積の 10 パーセント未満であ り、かつ、3ヘクタール未満であること。
11 スポーツ又 はレクリエー ション施設の 建設	ゴルフ場・スキー 場敷地又はその他 のスポーツ・レクリ エーション施設敷 地（以下「スポー ツ・レクリエーショ ン施設敷地」とい う。）の位置	新たにスポーツ・レクリエーション施設敷地とな る部分の面積が修正前のスポーツ・レクリエーショ ン施設敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、 10ヘクタール未満であること。
12 土地区画整 理事業	施行する土地の区 域の位置	新たに施行する土地の区域となる部分の面積が修 正前の施行する土地の区域の面積の10パーセント未 満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
13 住宅団地の 造成	住宅団地の位置	新たに住宅団地となる部分の面積が修正前の住宅 団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘ クタール未満であること。
14 工業団地の 造成	工業団地の位置	新たに工業団地となる部分の面積が修正前の工業 団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘ クタール未満であること。
15 流通業務団 地の造成	流通業務団地の位 置	新たに流通業務団地となる部分の面積が修正前の 流通業務団地の面積の10パーセント未 満であり、 かつ、4ヘクタール未満であること。
16 別荘団地の 造成	別荘団地の位置	新たに別荘団地となる部分の面積が修正前の別荘 団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘ クタール未満であること。
17 土石の採取 又は鉱物の掘 採	採取又は掘採の用 に供される場所の 位置	新たに採取又は掘採の用に供される場所となる部 分の面積が修正前の採取又は掘採の用に供される場 所の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘ クタール未満であること。
18 複合事業	別表第1の16の項 に掲げる算式によ り算定した数値に 係る対象事業が実 施されるべき区域 （以下「複合事業実 施区域」という。） の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が修正 前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満 であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分 の面積について別表第1の16の項に掲げる算式によ り算定した数値が0.2未満であること。

(備考) 1 別表第1の備考の1は、この表において準用する。

2 「設計速度」とは、道路の設計の基礎となる自動車の速度をいう。

追加[平成11年規則第41号]、改正[平成19年規則第33号]

(別表第3) (第46条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除く。)	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設に準ずる規模を有する一般国道等と交通の用に供する施設を連結させるための施設を設置する区域(以下この項において「インターチェンジ等区域」という。)の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものに限る。)	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
3 ダムの建設	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	水力発電所の設備となるダムに係る減水区間の位置	水力発電所の設備となるダムに係る減水区間に新たになる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。

4 鉄道の建設	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度又は軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度又は軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
5 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	陸上飛行場及びその施設の区域の位置	新たに陸上飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の陸上飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
6 工場又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	変更後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の排出水量	変更後の対象事業の排出水量が1万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
7 風力発電所の建設	風力発電所の出力	風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

		と。
8 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。）	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	し尿処理施設の処理能力	し尿処理施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
9 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。）	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が10パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
10 下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	新たに終末処理場敷地となる部分の面積が変更前の終末処理場敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、3ヘクタール未満であること。
11 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	スポーツ・レクリエーション施設敷地の位置	新たにスポーツ・レクリエーション施設敷地となる部分の面積が変更前のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
12 土地区画整理事業	施行する土地の区域の位置	新たに施行する土地の区域となる部分の面積が変更前の施行する土地の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	都市計画法の規定により都市計画に定められた土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	都市計画法の規定により都市計画に定められた土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
13 住宅団地の造成	住宅団地の位置	新たに住宅団地となる部分の面積が変更前の住宅団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。

14 工業団地の造成	工業団地の位置	新たに工業団地となる部分の面積が変更前の工業団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
15 流通業務団地の造成	流通業務団地の位置	新たに流通業務団地となる部分の面積が変更前の流通業務団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
16 別荘団地の造成	別荘団地の位置	新たに別荘団地となる部分の面積が変更前の別荘団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
17 土石の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の用に供される場所の位置	新たに採取又は掘採の用に供される場所となる部分の面積が変更前の採取又は掘採の用に供される場所の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
18 複合事業	複合事業実施区域の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が変更前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の16の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。

(備考) 別表第1の備考の1及び別表第2の備考の2は、この表において準用する。

追加[平成11年規則第41号]、改正[平成19年規則第33号]

(別表第4) (第51条関係)

区分	許可、認可その他の行為
1 道路の建設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更、同法第74条第1項の規定による協議又は同条第2項の規定による認可 (2) 道路運送法第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法第3条第1項、同条第6項、第10条第1項、同条第4項、第18条第1項若しくは同条第4項の規定による許可又は同項の規定による協議
2 ダムの建設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の規定による認可、同法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定、同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更又は同法第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項の規定による協議及び同意 (2) 特定多目的ダム法第4条第5項の基本計画の作成又は変更 (3) 水道法第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可 (4) 工業用水道事業法第3条第2項又は第6条第2項の規定による許可 (5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第13条第1項の規定による認可 (6) 河川法第23条、第24条、第26条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可(河川法施行令第45条第2号に係る場合に限る。)又は同法第95条の規定による協議

3 鉄道の建設	(1) 鉄道事業法第8条第1項、第9条第1項（第12条第4項において準用する場合を含む。）又は第12条第1項の規定による認可 (2) 軌道法第5条第1項又は軌道法施行令第6条第1項の規定による認可
4 飛行場の建設	(1) 航空法第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可又は同法第55条の2第2項において準用する第38条第3項の規定による告示 (2) 自衛隊法第107条第2項において準用する航空法第49条第1項の告示
5 工場又は事業場の建設	(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認 (2) ガス事業法第36条の2第1項若しくは第2項の規定による届出又は同法第37条の2の規定による許可 (3) 工場立地法第6条第1項、第8条第1項又は附則第3条第1項の規定による届出 (4) 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
6 風力発電所の建設	電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
7 廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の規定による許可又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出
8 下水道終末処理場の建設	下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可
9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
10 土地区画整理事業	土地区画整理法第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第52条第1項、第55条第12項、第71条の2第1項又は第71条の3第14項の規定による認可
11 住宅団地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 地方住宅供給公社法第28条の規定による意見の聴取 (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
12 工業団地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
13 流通業務団地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
14 別荘団地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
15 土石の採取又は鉱物の掘採	(1) 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可又は同法第42条の2の規定による協議 (2) 鉱業法第63条第2項の規定による認可 (3) 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可又は同法第43条の規定による協議

追加[平成11年規則第41号]、改正[平成12年規則第23号]、改正[平成12年規則第57号]、改正[平成13年規則第43号]、改正[平成15年規則第64号]、改正[平成19年規則第33号]

(様式第1号) (第4条、第57条関係)

第2種事業概要等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長野県環境影響評価条例第5条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第5条第1項)の規定により、第2種事業について、下記のとおり届け出ます。

記

第2種事業の名称	
第2種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
第2種事業の目的	
第2種事業の種類	
第2種事業の規模	
第2種事業が実施されるべき区域	
第2種事業の内容のうち、同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項	

- (備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 第2種事業が実施されるべき区域欄は、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 当該第2種事業が実施されるべき区域が含まれる市町村の名称
- (2) 当該第2種事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況
- 3 届出書には、第2種事業が実施されるべき区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の平面図を添付すること。

追加[平成11年規則第41号]

(様式第2号) (第8条、第16条、第37条、第58条関係)

〔方法書送付書〕
〔準備書送付書〕
〔評価書送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第7条（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条）
長野県環境影響評価条例第15条（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条）
長野県環境影響評価条例第21条第3項（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項）

の規定

により、下記のとおり〔方法書準備書及びこれを要約した書類〕〔評価書及びこれを要約した書類〕を送付します。

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業実施区域 (都市計画対象事業実施区域)	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲又は関係地域の範囲	
〔方法書準備書〕についての意見 の提出先	
〔方法書準備書評価書〕の名称	
方法書準備書の送付部数 評価書	部

(備考) 「環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」とは、条例第7条の対象事業（施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲をいう。

追加[平成10年規則第35号]、全部改正[平成11年規則第41号]

(様式第3号) (第13条、第25条、第58条関係)

〔方法書意見書送付書〕
〔準備書意見書等送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第10条 (長野県環境影響評価条例施行規則
第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評
価条例第10条)
長野県環境影響評価条例第19条 (長野県環境影響評価条例施行規則
第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評
価条例第19条)

の規定に

により、下記のとおり
を送付します。

〔意見書の写し〕
〔意見書の写し及び当該意見についての見解を記載した書類〕

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
〔方法書〕 〔準備書〕の名称	
意見書の提出件数及び提出者数	件 人

追加[平成10年規則第35号]、全部改正[平成11年規則第41号]

(様式第4号) (第43条、第47条、第53条、第58条関係)

〔対象事業廃止等通知書〕
〔対象事業廃止等報告書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第25条第1項 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第25条第1項)

長野県環境影響評価条例第26条第4項 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第26条第4項)

長野県環境影響評価条例第32条第1項

の規定

により、下記のとおり〔通知〕
〔報告〕します。

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
〔通知事項〕 〔報告事項〕	
対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合にあつては、当該引継ぎにより新たに事業者等となった者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
〔通知事項〕欄に該当する 〔報告事項〕 ととなった年月日	年 月 日

(備考) 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合においては、押印を省略することができる。

追加[平成11年規則第41号]

(様式第5号) (第49条、第58条関係)

環境影響評価その他の手続の再実施通知書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第27条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
条例第27条第1項(長野県環境 影響評価条例施行規則第58条 第2項の規定により読み替え て適用される条例第27条第1項)の規定により行うこととした 環境影響評価その他の手続	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印
を省略することができる。

追加[平成11年規則第41号]

(様式第 6 号) (第 53 条関係)

施工状況等報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対 象 事 業 の 名 称	
報 告 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状況	
対 象 事 業 の 実 施 状 況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(様式第7号) (第53条関係)

事後調査報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第32条第1項の規定により、下記のとおり送付します。
記

対 象 事 業 の 名 称	
報 告 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状況	
環境の状況の把握のための措置の状況	
新たに講ずることとした環境の保全のための措置	
対象事業の実施の完了後、対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ場合にあつては、当該引き継いだ者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況、環境の状況の把握のための措置の状況又は新たに講ずることとした環境の保全のための措置に係る図面又は写真を添付すること。

追加[平成11年規則第41号]

(様式第 8 号) (第 53 条関係)

対象事業変更報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称		
変更しようとする内容	変更前	
	変更後	

(備考) 必要に応じ、変更しようとする内容に係る図面又は写真を添付すること。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(様式第 9 号) (第 53 条関係)

対象事業完了報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

対象事業の実施を完了したので、長野県環境影響評価条例第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対 象 事 業 の 名 称	
対象事業の実施を完了した 年月日	年 月 日
対象事業に着手してから対象事業の実施を完了するまでの環境の保全のための措置の状況	
対象事業に着手してから対象事業の実施を完了するまでの対象事業の実施状況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

追加[平成 11 年規則第 41 号]

(様式第 10 号) (第 63 条関係)

第 号
所属 職 氏名
長野県環境影響評価条例第 42 条第 3 項の規定による身分証明書
年 月 日交付
長野県知事 印

追加[平成 11 年規則第 41 号]

【関連告示】

長野県告示第 387 号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(平成 19 年長野県規則第 33 号)附則第 3 項に規定する知事が別に定める手続を次のとおり定め、平成 19 年 10 月 1 日から適用します。

平成 19 年 7 月 30 日

長野県知事 村 井 仁

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が定める風力発電に係る環境影響評価に関する手続きのうち、環境影響評価方法書の作成及び公開並びに意見書の受付に関する手続き

【長野県環境影響評価条例の施行期日を定める規則】

長野県環境影響評価条例の一部の施行期日を定める規則

平成 10 年 6 月 25 日
長野県規則第 25 号

長野県環境影響評価条例(平成 10 年長野県条例第 12 号)附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、平成 10 年 6 月 29 日とする。

長野県環境影響評価条例の施行期日を定める規則

平成 10 年 9 月 28 日
長野県規則第 33 号

長野県環境影響評価条例(平成 10 年長野県条例第 12 号)の施行期日は、平成 11 年 6 月 12 日とする。ただし、同条例附則第 13 項の規定の施行期日は、平成 10 年 9 月 29 日とする。

長野県環境影響評価条例の一部の施行期日を定める規則

平成 10 年 9 月 28 日
長野県規則第 34 号

長野県環境影響評価条例(平成 10 年長野県条例第 12 号)附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行期日は、平成 10 年 9 月 29 日とする。